

## 子どもの教育環境及び市民の住環境を安心・安全かつ清純に保つ政策について(要望)

全国偽装ラブホテルをなくす会

### ① 現行法 28 条の店舗型性風俗特殊営業の営業禁止区域の実質的遵守について

ラブホテル業者の利益優先主義に起因する問題は古くから存在し、昭和 32 年の渋谷区鳩森小学校問題に端を発した「旅館業法の 100m規制」、昭和 47 年の風俗営業取締法の「モーテル規制」、昭和 59 年の同法の「ラブホテル規制」がなされていますが、それ以降は法改正による手当てが行われていません(参照:「旅館業法での規制発端 記事」(別添 2 枚))。

長年に渡って法の手当てがなされなかったために、その間に**各地で住民が反対運動を起こすまでに追い込まれた**ものです。ラブホテル規制条例を制定している自治体は当会調べで 200 に上ります。

私たちは、好んで住民運動を起こしているわけではなく、本来果たすべき役割を国及び地方の行政・議会が果たさなかったため、やむなく運動を起こさなければならない状況に追い込まれているものです(参照:「大阪市 小学校新聞記事」(別添 6 枚))。

法の手当てがなされなかったために、現在の「偽装ラブホテル」が蔓延する状況に至ったものであり、今回の規制において、新規出店の規制は無論のこと、**既存施設に対しても申請どおりの「ビジネスホテル」として営業する方向の行政指導を要望するものです**。現状を追認するような規制は意味をなしません。

**現行法の 200mの営業禁止区域の「実質的」な徹底を行ない、幼稚園・小学校等の学校施設等及び住宅地における環境を安心・安全かつ清純に保持することを要望します。**

少なくとも**今回の政令改正が既存の偽装ラブホテルに「お墨付き」を与える形にならない改正が必要です。**

### ② 「児童買春」「強姦」「薬物乱用」「外国人の人身売買(売春婦として強制)」「犯罪逃亡者の潜伏先」等が常態化し犯罪の温床となっているラブホテルの適正化

ラブホテルにおいては、「児童買春」「強姦」「薬物乱用」「外国人の人身売買(売春婦として強制)」「犯罪逃亡者の潜伏先」等が常態化しております。新聞記事等で取上げられる上記犯罪はラブホテルがその現場となっていることが多数に上ります(参照:「ラブホテル内での犯罪記事」(別添 5 枚))。

特に、偽装ラブホテルでは「消極的サービス」(客との接触をなるべく少なくする)を行っており、従業員と接することなく利用できることが、犯罪を助長しているものと考えられます。

**フロント業務の義務化・身分証提示の義務化**を実施することで、未成年利用のチェック・犯罪の予防になります(映画でさえ R 指定があります)。一般のホテル及び旅館は、フロントにて宿泊者名簿記入・鍵の受け渡しが行われています。その点がラブホテル(偽装ラブホテルを含む)とその他のホテルとの大きな違いの一つといえます。

今回規制の対象に上がっている「出会い喫茶」についても、まさに「児童買春」の場所がラブホテルなのです。この観点からも、**犯罪の温床となっている偽装ラブホテルの営業形態の改善が喫緊の課題であると考えます。**

また、過日逮捕された日本レジャーホテル業協会の役員である 被疑者は、設立に際して制作した各種団体への配布用パンフレットにコンプライアンスを謳っておきながら、自身が長年に渡って違法営業を故意に行ってきたものです(参照:「偽装ラブホ経営者逮捕記事」(別添 1 枚))。

### ③ 子供へ与える影響等

「感受性の強い子ども」にとって、扇情的な外装及び電飾を「常時」目にすることは心身の発達に悪影響を及ぼします。住民にとっても、上記犯罪の常態化に加え、施設周辺でチカンなどの犯罪の増加の実害があります。また、ラブホテルは通常のビジネスホテルと異なり、建物自体が「性行為」

を象徴しているものであり(ラブホテルを見て一般人が何を連想するかを考えれば当然出てきます)、そのような施設を住民が「日常生活の中で常に」目にする心理的・精神的負担があります。

**子どもの良好な教育環境を整備する責務は国・行政にあり、子どもが安心・安全かつ清純な教育環境で教育を受ける権利及び自由は憲法26条・23条・13条後段で保障されています。**

#### ④ 業者の既得権について

業者の営業の自由(憲法22条)も無制約ではなく「公共の福祉」による制約(憲法22条)を受けるもので、業者の「やり得」を迫認しない政策を要望します。

業者の既得権は「ビジネスホテル」に関するものであって、「ラブホテル」に関するものではありません。現在の「偽装ラブホテル」を「ラブホテル」としての届出を認め、現況の営業の継続を許可するような事態になれば、業者に対して一方的に営業の利益を警察行政が付与することになります。

また、業者の既得権は、行政が法改正によって手当てをしなかったため発生したもので、その代償を、子どもや住民が負担するものではありません。

#### ⑤ 現在保護施設の200m規制区域内にある偽装ラブホテルのビジネスホテル化

- ・建物全体に対する直接・間接照明(ネオンサイン・LED等)の禁止
- ・休憩料金・空室状況の表示の禁止
- ・部屋に十分な採光を確保できる窓の設置の義務化

#### ⑥ ラブホテルの定義の追加について

規制に実効性を持たせるために、以下の規制対象施設の定義の新設を要望します。

- ・建物全体に対して直接・間接照明(ネオンサイン・LED等)を施している施設
- ・休憩料金・空室状況の表示を行っている施設
- ・部屋に窓がないまたは採光を十分取れない窓が設置されている施設
- ・「ラブホテルに該当するかは施設の利用状況及び構造設備等を総合的に勘案して判断する」との規定の新設(新たな脱法行為が行われたときに速やかに対処するため)

#### ⑦ 違反者の公表及び施設の入口に違反事実の掲示

コンプライアンスの徹底をはかるために、違反者の公表及び施設の入口に違反事実の掲示の義務化を要望します。

#### ⑧ 現在200mの規制区域内に存在する偽装ラブホテルの実態の把握

- ・警察庁は昭和41年1月と5月に個室付浴場の設置場所について調査しています。  
⇒この調査の発表が世論を喚起し現在の200m規制の規定の設置に至りました。

昭和41年1月	昭和41年5月
個室付浴場業 603	個室付浴場業 675
学校の敷地から100m以内…26	学校の敷地から100m以内…25
児童福祉施設 〃 …1	〃 200m以内…33
住居地域での営業…32	〃 300m以内…9
	〃 500m以内…18

※現存する偽装ラブホテルで、商業地内保護対象施設から200m以内にあるホテル数の把握  
⇒国会答弁での警察庁提出資料では、当会が把握する限り大阪の数値にはかなりの隔たりがあるものと考えられます。